

企業版ふるさと納税が いよいよスタート

世界に先駆けて「人口減少」を迎えている日本。政府はこれを克服し、社会全体の活力を維持するため、地方創生の実現に取り組んでいる。その方策の一つが、この度創設された地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）である。制度のポイントを解説する。



中田 和重
公認会計士・税理士
中田公認会計士事務所 所長

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、改正地域再生法の施行日である平成28年4月20日からスタートしていましたが、その時点では寄附の対象となる認定事業は存在していませんでした。

このほど8月2日付けで、寄附の対象として国が認定した、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」が公表されました。

【Q1】なぜ創設されたか？

人口減少を克服し、社会全体の活力を維持するために必要とされる地方創生は、雇用の創出

や少子化対策、地方への移住や、人口減少に合ったまちづくりなど、広範な分野が対象となり、これらを達成するための事業費は地方公共団体には大きな負担となります。

平成27年度の個人のふるさと納税の寄附総額が前年度の約4・3倍の1653億円にも上るのに対して、企業から地方公共団体への寄附は約200億円程度にとどまっています。

地方創生の取り組みの実行性を高めていくために、従来の施策に加えて、地方創生事業に民間資金の新たな流れを巻き起こし、民間企業の

サポートを得て地方創生を実現する目的で税制が創設されました。

【Q2】企業版ふるさと納税とは？

企業版ふるさと納税は、地方公共団体が作成し国から認定を受けた「地域再生計画」に記載された事業（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）に対し、企業が寄附を行った場合、従来の損金算入特例（約3割）に加え、新たに法人事業税・法人住民税及び法人税の税額控除（約3割）が適用され、全体として寄附金額の約6割が軽減される特例措置です（図表1）。
例えば、認定された地方公共団体の事業に企業が100万円の寄附を行った場合には、合計約60万円の税負担が軽減され、企業の負担は約40万円で済みます。

【Q3】認定された事業の内訳は？

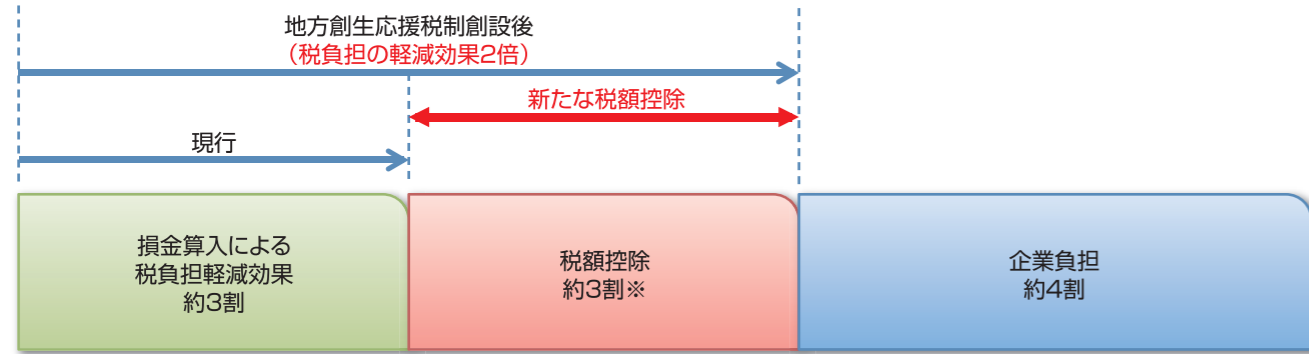
8月2日に第1回目の認定事業が内閣府より公表されました。認定事業の総数は102件、内訳は、全国の6県から9事業、34道府県の83市町村から93事業でした。全体事業費は323億円で、事業別にみると数百万円から十数億円程度となっています。

認定された事業を分野別にみると、「しごと創生」が74件、「地方への人の流れ」が12件、「まちづくり」が10件、「働き方改革」が6件となっています（図表2）。

「しごと創生」は地域産業振興や観光振興、農林水産振興、人材育成や確保といった産業や

図表1 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の制度のポイント

- 志のある企業が地方創生を応援する税制を創設
地方公共団体が行う地方創生の取り組みに対する企業の寄附について、**税額控除**の優遇措置を創設
- 企業が寄附しやすいように
 - 税負担の軽減効果が従来の2倍になり、実質的な企業負担が約4割に
 - 寄附額の下限は10万円と低めに設定



※寄附金支出額に対し法人事業税1割、法人住民税2割が税額控除（税額の20%が控除限度額）
法人住民税で控除しきれなかった場合には、一定額を法人税より控除される。

図表2 地方創生応援税制対象事業の事業分野別認定状況（平成28年度第1回）

事業分野	認定事業数	平成28年度事業費(億円)	全体事業費(億円)	認定事業例
しごと創生 地域産業振興、観光振興、農林水産振興、ローカルイノベーション、人材の育成・確保等	74	33	166	「地熱水を活用した高収益園芸作物の実証事業」(湯沢市) 「航空宇宙産業を支えるまち・ひと・しごと創生計画」(岐阜県) 「文化芸術・音楽による人の流れ創出計画」(久留米市)
地方への人の流れ 移住・定住の促進、生涯活躍のまち等	12	4	13	「喜多方田舎暮らし支援プロジェクト」(喜多方市) 「福井県U・Iターン奨学金返還支援計画」(福井県)
働き方改革 少子化対策、働き方改革等	6	3	9	「働きたい・暮らしたい・子育てしたい離島創生プロジェクト」(奄美市)
まちづくり 小さな拠点、コンパクトシティ等	10	7	135	「コンパクトシティの推進加速と地域資源エネルギー調査」(夕張市) 「ラグビーによるまちづくり事業」(熊谷市)
合計	102	47	323	

雇用に係る事業、「地方への人の流れ」は移住・定住の促進など、「働き方改革」は少子化対策や働き方改革など、「まちづくり」はコンパクトシティなどへの取り組みを指します。
今後、平成28年11月には第2回目、平成29年3月には第3回目の認定事業が公表される予定です。

【Q4】寄附先の選択方法は？

寄附の検討にあたっては、内閣府のまち・ひと・しごと創生本部ホームページで公開されている「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」認定事業一覧から事業を選択します。寄附をしたい事業を選定したら、その地方公共団体のホームページで認定事業の詳細と寄附の申込方法などを確認したうえで寄附の申し出を行います。

税制の対象となる寄附は、企業の本社所在地以外の地方公共団体への寄附で、金額は1事業あたり10万円以上です。受付期間は、事業の認定日から平成32年3月31日までとなっています。会社の創業地や社長の出身地への寄附、あるいは企業のCSR（社会的責任）の一環としての寄附を実行することで地方創生に貢献することが可能となります。